

伊万里市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

令和6年10月18日

伊万里市長 深 浦 弘 信

伊万里市条例第20号

伊万里市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する
条例

伊万里市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例（昭和55年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「第2条の4第2項」を「第2条の4第2項第1号」に改め、同号イ中「第2条の4第2項」を「第2条の4第2項第1号」に、「第2条の4第7項」を「第2条の4第6項」に改め、同号ウ中「第2条の4第8項」を「第2条の4第7項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年11月1日から施行する。